

人事行政の運営状況をお知らせします

市職員の給与や定員管理の状況などを市民の皆さんによりいっそう理解していただくため、地方公務員法・市の条例の規定に基づき、毎年その状況を公表しています。なお公表内容は、特段の説明がない限り一般職の正規職員の状況となっています。

1 採用・退職、職員数の状況

(1) 採用・退職の状況

単位：人

	一般行政職	専門職	医師	看護職	医療技術職	技能労務職	任期付研究員	合計
退職(27.4.1～28.3.31)	31	7	17	14	4	3	1	77
採用(27.4.2～28.4.1)	28	4	23	30	8	1	1	94

※一般行政職：事務職、技師(土木、建築等)

専門職：保健師、保育士、介護員、教諭等

医療技術職：薬剤師、診療放射線技師、臨床心理士、臨床検査技師、理学療法士、管理栄養士、作業療法士、言語聴覚士その他の病院勤務職

技能労務職：調理員等

(2) 職員数の状況

28年4月1日現在の普通会計職員数は、前年比△7人

(0.1%)減となっています。その他会計職員数は、前年比25人(3.1%)増となっており、主に病院機能充実のため医療職職員の採用を増やしたことによるものです。

	H17.10.1	H27.4.1	H28.4.1	対前年増減数
普通会計	758	728	721	△7
その他	680	795	820	25

※職員数は、一般職の職員数です。

(3) 等級別職員数の状況(平成28年4月1日現在。以下の給料表が適用されない職員を除く。)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	合計
行政職給料表	(人) 101	107	394	146	67	56	12	3	1	887
医療職給料表(1)		17	29	37	2					85
医療職給料表(2)	4	52	29	36	19	6				146
医療職給料表(3)		156	157	82	20	4				419

※行政職給料表：事務職、技師(土木、建築等)、保育士、介護員、教諭、調理員等

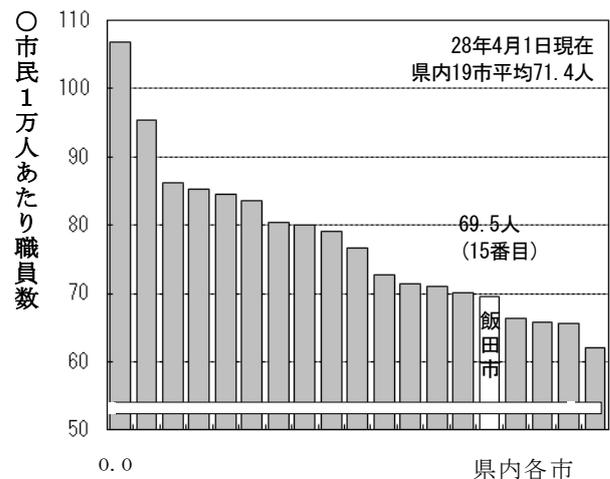
医療職給料表(1)：医師

医療職給料表(2)：薬剤師、診療放射線技師、臨床心理士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等

医療職給料表(3)：看護師、助産師、保健師

(4) 職員数の県内他市との比較

28年4月1日現在の市民1万人あたりの普通会計職員数は69.5人であり、県内19市との比較では少ないほうから5番目となっています。19市の平均は71.4人であり、当市の人口規模である約10万人に換算して比較すると、飯田市の職員数の水準は平均を19人下回っています。



(5) 定員適正化計画(第6次)の進捗状況

○計画の概要(計画期間：23年4月1日～29年4月1日)

23年4月1日現在の正規職員数820人(市立病院、介護老人保健施設及び土地開発公社を除く。)を29年4月1日時点で800人以下(△2.4%)とするものです。

○進捗状況

28年4月1日現在の正規職員数は799人であり、計画の起点となる23年4月1日現在の820人比べて△21人(△2.6%)の削減をしました。

2 職員給与の状況

(1) 人件費の状況（各年度普通会計決算）

	職員数	職員給与費				(参考) 一般行政職の平均給料月額
		給料(基本給)	諸手当	期末・勤勉手当	計	
27年度	728人	2,598,423千円	469,460千円	976,324千円	4,044,207千円	319,900円
26年度	729人	2,646,889千円	498,902千円	969,982千円	4,115,773千円	321,000円

※諸手当は、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当などであり、退職手当は含みません。職員数及び平均給料月額は4月1日現在

(2) 職員手当の状況（28年4月1日現在の制度）

① 月額支給手当 国の制度に準拠しています。

項目	説明
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃を支払っている職員に支給されます。
通勤手当	公共交通機関又は交通用具等を利用して通勤する職員に支給されます。

② 特殊勤務手当(28年4月の支給実績より)

特殊勤務手当は、危険性、不健康性又は困難性を伴う勤務に従事した職員に支給される手当です。

職種	支給職員/職員数	支給職員1人あたり平均月額	主な支給内容
一般行政職	19/665人	0.6万円	税の賦課や徴収、用地交渉などを行った職員に1日につき定額を支給
医師	56/85	7.9	医療業務に従事する医師に勤務した実績に応じて支給
看護職・保健師	276/435	3.2	病院で深夜(22時～翌日5時)勤務を行った職員に1回につき定額を支給
医療技術職	32/151	0.9	病院で救急患者のために待機を行った職員に1日につき定額を支給
介護員	21/32	2.2	介護老人保健施設で深夜(22時～翌日5時)勤務を行った職員に1回につき定額を支給
調理員	17/47	0.4	早出勤務を行った調理員に時間外勤務手当に替えて1回につき定額を支給

○市では15年度、19年度及び25年度に特殊勤務手当の精査を行い、9手当を廃止しています(28年4月1日現在15手当)。

③ 期末・勤勉手当(28年4月1日現在)

支給率	期末手当		勤勉手当	
	6月期	1.225月分	0.8月分	
	12月期	1.375月分	0.8月分	
	計	2.60月分	1.6月分	

○期末勤勉手当の支給率は、国や民間事業所の支給実態調査に基づき人事院勧告がなされ、これに全国の市町村が準拠して決定しています。また、より当地域の実態に近いものになるよう長野県人事委員会の勧告も考慮しています。

○勤勉手当の支給率は職員の総支給額の上限であり、市では人事評価に基づいた支給率の増減を行っています(現在は管理職のみ)。

④ 退職手当(28年4月1日現在)

支給率	自己都合		早期退職	定年
	勤続20年	20.445月分	—	25.55625月分
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分	34.5825月分
	勤続35年	41.325月分	49.59月分	49.59月分
	最高限度	49.59月分	49.59月分	49.59月分

○退職手当の支給率は、国家公務員の退職手当法に準拠して決定しています。

⑤ その他の諸手当等

給料の調整額(病院勤務職員に支給)、単身赴任、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、宿日直、管理職員特別勤務、管理職、災害派遣

(3) 特別職の給料・報酬の状況（28年4月1日現在）

区分	実支給額	期末手当
市長	876,000円	6月期 1.5月分 12月期 1.65月分 計 3.15月分
副市長	720,000円	
教育長	634,000円	
市議会議長	499,000円	
市議会副議長	436,000円	
市議会議員	407,000円	

○14年度から特別職の給料月額の削減を実施しています。

現在の削減率は、市長・副市長・教育長が約5%です。

○議員(議長、副議長、議員)は、期末手当から報酬月額の約3%を減じています。

(4) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区分	飯田市	国
行政上級試験採用 (大学卒程度)	176,700円	181,200円(総合職) 176,700円(一般職)
行政初級試験採用 (高校卒程度)	144,600円	144,600円(一般職)

(5) 特別職の退職手当（28年4月1日現在）

区分	退職手当の算出方法
市長	給料月額×勤続月数(上限48月)×0.475
副市長	給料月額×勤続月数(上限48月)×0.3325
教育長	給料月額×勤続月数(上限36月)×0.247

○28年1月1日から退職手当の支給率を引き下げました。

(6) 職員（職責別）の年間平均給与額（27年度）

○職員は27年度末の一般会計職員であり、27年度中に退職・休職・育児休業した職員、年度中途採用の職員を除いています。また、年収額は控除前の額であり、実際には諸税や健康保険・年金の自己負担分などが控除されます。

職責	職員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給料額 (基本給 年間)	平均手当額 (年間)	年収 (控除前)
部長	13人	58歳 2月	31年 4月	5,304,650円	3,233,710円	8,538,360円
課長	42人	56歳 2月	32年10月	4,913,965円	2,836,207円	7,750,172円
課長補佐	58人	53歳 4月	31年 0月	4,606,303円	2,245,183円	6,851,486円
係長	117人	49歳11月	27年 9月	4,406,985円	1,985,615円	6,392,600円
役職なし	458人	39歳 3月	15年10月	3,339,102円	1,382,348円	4,721,450円

(参考) 28年4月1日の平均給料月額と比較では、県内19市中飯田市は部長級で7番目、課長級で8番目、課長補佐級で10番目、係長級で14番目、役職なしで6番目となっています。

(7) 職員給与費の適正化の状況（27年度普通会計決算）

① 職員給与費の削減状況

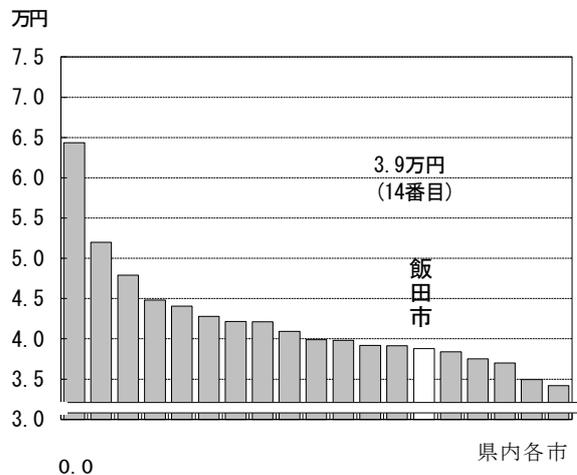
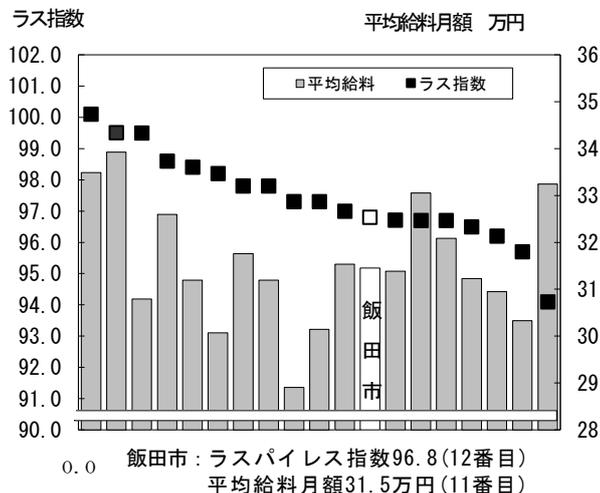
市では、行財政改革大綱に基づき、職員給与の適正化に努めています。平成8年度から取り組んでいる全職員の昇給抑制、給料表の減額改正、55歳超の管理職員の給料月額1.5%減額その他給与制度・諸手当の見直し、職員数の削減により、平成8年のピーク時に比べ17.2%削減しています。

② 職員給与の県内各市(19市)との比較

地方公務員の給与は、法律により国や他の自治体職員との均衡を図る必要があるとされており、そのための目安となる指標がいくつかあります。27年度普通会計決算に基づく県内各市との主な指標の比較は次のとおりです。

○27年4月分の平均給料月額に基づくラスパイレース指数と28年4月分の平均給料額の比較（19市）

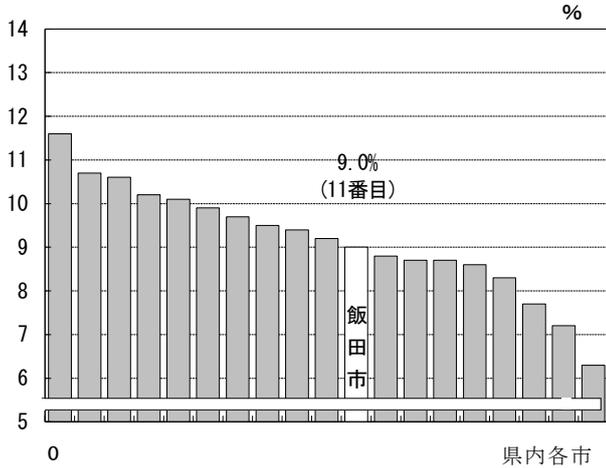
○市民1人あたりの職員給与費（19市）



ラスパイレース指数は、国と市の一般行政職(税務部門や企業職、病院などを除く)の職員の基本給(4月分)を比較しています。100以下であれば国を下回っていることになります。

1年間に支払われたすべての給与費を市の人口で割ったものです。職員の給与が人口規模に見合ったものであるか判断できます。

○市全体の支出に占める職員給与費の割合（19市）



市全体の支出に占める職員給与の割合です。市の財政規模（予算の大きさ、つまり仕事量）に対して職員の給与が適正であるか判断できます。

○市では、実際に支払われた決算額に基づく指標で県内各市と職員給与を比較した場合、他市に比べて著しく高い職員給与ではないものと考えておりますが、市の財政状況などを踏まえまして、引き続き職員給与の適正化に努力していきます。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休憩時間、休日など（28年4月1日現在 標準職場の例）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間の割り振り			週休日・休日
	始業時刻	終業時刻	休憩時間	
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	週休日：土曜日・日曜日 休日：祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

※業務内容により上記の勤務時間によらない職場や交代制勤務職場などでは、別に勤務時間を定めています。

(2) 休暇・休業の状況

休暇等の種類	概要・付与日数等	取得状況等(27.1.1～27.12.31)
年次休暇(有給)	1年につき20日付与 ※翌年に限り繰越可能(最大20日)	平均取得日数6.1日
療養休暇(有給)	負傷又は疾病のため、療養する必要がある場合に認められる休暇 療養に要する期間を付与(疾病等の種類により最大90日/180日)	1週間を超える療養休暇取得者 延べ64人
特別休暇(有給)	結婚、産前産後、忌引など特別な事由がある場合に認められる休暇 休暇の種類により異なる期間を付与	代表的な産前産後休暇の取得者 延べ59人
介護休暇(無給)	日常生活に支障がある特定の家族を介護する場合に認められる休暇 連続する6月の期間内において必要と認められる期間を付与	0人
組合休暇(無給)	職員団体の業務に従事する場合に認められる休暇 1年につき30日以内で付与	1人
育児休業(無給)	3歳に満たない子を養育する場合に承認される休業	延べ29人

※療養休暇、産前産後休暇、介護休暇、育児休業の取得状況は、期間内に休暇等を開始した職員の延べ人数となっています。

4 分限処分・懲戒処分等の状況

種類	概要	処分件数等(27年度)
分限処分	職員が重い病気など一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合や廃職・過員などが生じた場合に、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。	分限処分9件 (免職0、休職9、降任0、降給0)
懲戒処分・矯正措置	懲戒処分は職員の義務違反に対する道義的責任を問う制裁処分です。この懲戒処分とは別に、訓告や口頭厳重注意などの矯正措置があります。	懲戒処分0件 (免職0、停職0、減給0、戒告0) 訓告等 3件

※処分件数は職員の延べ人数となっています。

5 服務の状況

市の職員には服務上の義務が地方公務員法によって規定されています。主な義務は右のとおりです。

なお、職務専念義務と営利企業等への従事制限については、条例規則等で定める一定の条件のもと、免除又は許可を行う場合があります。

服務上の義務(地方公務員法)	職務専念義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事制限
上記義務に対する違反(27年度)	0件

6 退職管理の状況

26年度退職者の再就職については次のとおりです。

定年退職者数 (人)	再就職 計23人							再就職 しない	把握して いない者
	当該団体内 に就職	他の地方公 共団体等に 就職	地方独立行 政法人	地方三公社 (住宅供給・土地 開発・地方道路)	非営利法人	営利法人	自営業		
30	19				3	1		7	

7 研修及び人事評価の状況

(1) 職員研修の状況 (27年度)

普通会計決算額 12,685千円 (前年度 17,706千円)

1 新規採用職員研修		参加者数
採用前研修	公務員としての服務、飯田市の組織、処遇、接遇を採用前に研修します。	64名
体験研修	地域住民との農業体験を通じて、地域における公務員のあり方を研修します。	64名
接遇研修	地域で働く社会人としての意識、接遇に関する技能を習得します。	18名
新規採用職員研修	職務上必要な基礎知識習得 (文書事務、接遇、自治体の仕組み、公務員倫理等)	18名
法務初任者研修	文書事務、地方自治制度、個人情報保護などの基礎知識を習得します。	18名
自動車安全運転講習	安全運転に関する啓発を行い、運転技能について受講します。	12名
正式任用前研修	正式任用までの振り返り、財政状況等の職員として必要な知識を習得します。	61名
2 年齢別階層別研修		
新任課長研修	管理監督者の役割を認識、現場管理や部課育成能力を習得します。	14名
課長補佐研修	業務遂行能力の向上、スクラップアンドビルドについての実践方法を研修します。	14名
係長研修	係長職の役割を認識し、部下の指導方法を習得します。	27名
キャリアデザイン研修	自分の適性を知り、積極的に能力開発に取り組む研修を行います。	20名
人事評価者研修	公平・更正な人事評価の技術向上を図ります。	37名
自治体法務研修	コンプライアンス遵守の意識と法令の基礎的知識習得を図ります。	29名
政策形成研修	研修内で新規事業を立案し、プレゼンテーションを理事者に行います。	22名
e-ラーニング	ビジネスマナー、マネジメント能力の向上を図るとともに、自己学習の機会を提供します。	88名
3 選択研修 (対象職員から公募若しくは職場の上司等からの推薦により参加する研修です。)		
人事評価制度説明会	目標管理の位置づけ、人材育成への活用についての理解を深めます。	37名
接遇研修	飯田市接遇ガイドラインに基づく知識・技能を習得、住民サービスの向上を目指します。	20名
市町村アカデミー	業務の専門的な知識の習得を行います。	3名
救急救命講習	災害発生時の即応ができるよう応急手当、AEDの使用方法等の技術を習得します。	23名
長期職員派遣	他自治体などへ職員を一年以上派遣し、将来を担う幹部候補生の育成を図ります。	7名
自主提案研修	自発的な研修意欲を高め、異業種との人脈形成、発想力の養成を図ります。	10名
交通講話	交通事故防止のため、交通ルールの遵守と交通マナーの再確認を行います。	254名
ISO管理職研修	飯田市役所環境マニュアルについて、改正点を中心にマネジメントの講習を受けます。	93名
市政経営方針説明会	年頭所感や姿勢経営方針について、市長と考え方を共有します。	247名

※参加者には一部、臨時非常勤職員を含み、配属先の業務に係る専門研修を除きます。

(2) 人事評価の状況 (27年4月1日現在の制度)

市では職員の人材育成を目的として人事評価制度を導入しており、職員一人ひとりの資質の向上や組織として最大限の成果を発揮できる仕組みづくりを進めています。

また、職員の能力や実績をより重視した処遇確立のため、給与制度や昇任制度の見直しを行っています。

評価の種類	実施時期	被評価者
昇給に係る人事評価	年1回 (9月)	全職員
目標管理の成果確認及び勤務実績評価	年2回 (9月、3月)	
昇任に係る人事評価	年2回 (6月、11月)	該当職員

8 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況（27年度）

職員の健康管理	普通会計決算額 17,788千円（前年度 17,694千円）			
		受診者		受診者
	1 人間ドック	647人	4 婦人科健診	430人
	2 定期健康診断	1,480人	5 メンタルヘルス対策（研修）	87人
	3 健康診断結果による保健指導	45人	※受診者には一部、臨時非常勤職員を含みます。	
職員の健康管理事業は、地方公務員法や労働安全衛生法などの規定に基づき実施するものです。上記の事業は、事業主の一部負担（市費）のほか、職員共済会、共済組合（公務員が加入する健康保険）、職員の個人負担などにより実施しています。				
職員共済会への補助	普通会計決算額 13,789千円（前年度 9,407千円）			
	市が地方公務員法の規定により事業主として行うべき厚生事業の一部を、条例に基づき設置している職員の互助組織（飯田市では「職員共済会」といいます）に実施させており、それに要する費用の一部を職員共済会に対し補助しています。			
主な職員共済会事業：相互扶助事業、福利厚生事業、体育事業、健康管理事業				

(2) 公務災害の状況

市の職員が公務上、死亡したり、負傷又は疾病にかかったり、又はその結果で障害が残った場合には、公務災害補償（民間の労働災害保険にあたるもの）が行われます。

公務災害補償の 請求件数（27年度）
6件

9 公平委員会の報告事項

市の職員は労働基本権が制限されているため、その代償的措置として、公平委員会に対して勤務条件に対する措置要求や不利益処分に対する審査請求できる制度が用意されています。

27年度は、措置要求、審査請求ともにありませんでした。